

平成31年2月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(レ)第207号不当利得返還請求控訴事件 (原審・神奈川簡易裁判所平成30年(ハ)第302号)

(口頭弁論終結日・平成30年12月20日)

5

判 決

[REDACTED]
控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

横浜市青葉区荏田西一丁目3番地20

[REDACTED]
米 津 航

10

被 控 訴 人

ライフカード株式会社

同代表者代表取締役

北 之 坊 敏 泰

同代理人支配人

加 藤 熱

主 文

1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

15

2 被控訴人は、控訴人に対し、原審認容額のほか更に8657円及びうち6611円に対する平成30年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 控訴費用は、被控訴人の負担とする。

4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

20

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、控訴人外1名が、それぞれ、貸金業者である被控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引によって過払金が生じているなどと主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び民法704条前段所定の利息（法定利息）の支

払を求めた事案であり、このうち、控訴人の請求は、平成30年3月5日の時点の過払金が11万2610円、法定利息が3万4847円であるとして、これらの合計14万7457円及び上記過払金に対する同月6日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めたものである。

5 原審は、控訴人の請求については、上記時点の過払金が10万5999円、法定利息が3万2801円であるとして、これらの合計13万8800円及び上記過払金に対する同月6日から支払済みまでの法定利息の支払を求める限度で認容し、その余は棄却した。

10 控訴人は、上記棄却部分を不服として本件控訴を提起したが、被控訴人は、上記認容部分について不服申立てをしなかった。

なお、控訴人以外の原告については、原判決に対する不服申立てがなく、これが確定した。

1 争点及び当事者の主張

当事者の主張は、後記2のとおり、当審における当事者の補足的主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第1 事案の概要」の「2 請求の原因」(2) (原判決2頁23行目～3頁7行目) 及び「3 被告の認否及び主張」(2) (原判決5頁13行目～7頁7行目) に記載のとおりであり、争点は、原判決7頁15行目の「であるか否か。」を「であるか否か」と改めるほか、原判決の「事実及び理由」の「第2 争点」2 (原判決7頁14行目～17行目) に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における当事者の補足的主張

(控訴人の主張)

被控訴人が、支払期日に一日でも遅れれば直ちに適用するというように、期限の利益喪失条項を厳格に運用していた証拠はなく、被控訴人は数日遅れ程度では遅延損害金利率を適用していなかったことが推認される。

また、被控訴人は、平成23年9月26日の支払期日に控訴人から弁済がなかつた

のに、翌27日には1万円を追加で貸し付けている。全額を一括で弁済すべきとの期限の利益喪失条項と、支払期日の経過後に控訴人から弁済が一切ないまま追加で貸付けをすることとは明らかに矛盾しており、被控訴人が期限の利益喪失条項を厳格に運用していなかったことは明らかである。

5 上記のように、被控訴人は期限の利益喪失条項があるにもかかわらず、そもそも期限の利益喪失を前提とした扱いをしてこなかったと思われ、控訴人もそれを前提に借り入れと弁済を繰り返していたのだから、この扱いに默示に同意していたといえ、本件基本契約はその限度で修正されているというべきである。

被控訴人が今になって遅延損害金利率の適用を主張することは、信義則にも反する。

10 したがって、本件取引に遅延損害金利率は適用されず、被控訴人は、控訴人に対し、別紙2「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、14万7457円（平成30年3月5日時点の過払金11万2610円及び上記過払金に対する法定利息3万4847円）及び内11万2610円に対する平成30年3月6日から支払済みまで年5分の割合による法定利息を支払う義務を負う。

15 (被控訴人の認否)

控訴人の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、原審とは一部異なり、控訴人の請求は全部認容すべきものと判断した。その理由は、以下のとおりである。

20 1 認定事実

- (1) 被控訴人は、貸金業者である（争いがない）。
- (2) 控訴人は、平成18年11月18日頃、被控訴人との間で、キャッシング機能の付いた「AOYAMAカード」の利用に関する契約（本件契約）を締結した上（乙1），平成19年8月17日から平成23年12月26日まで、本件契約に基づき、被控訴人との間で、別紙2「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、同別紙の「年月日」欄記載の日に「借入金額」欄記載の金員を借り入れ又は「弁済額」欄記載

の金員を弁済する金銭消費貸借取引（本件取引）をした（甲2、乙1）。

(3) 本件契約においては、キャッシングに関して、元金及び利息（実質年率28.8%）の支払は翌月一括払又は残高スライド元利定額方式のリボルビング払により毎月末日に締め切り、翌月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに支払うべきこと、遅延損害金は実質年率29.2%とすること、元利金の支払を1回でも遅滞したときは、期限の利益を喪失し、残金を一括して支払うことなどが約定されていた（乙1、弁論の全趣旨）。

2 爭点(1)（控訴人が「悪意の受益者」であるか否か）について

10 貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息（制限超過部分）を受領したが、その受領につき貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの（同改正前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」）。以下同じ。）43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである。

15 これを本件についてみると、被控訴人は貸金業者であり（認定事実(1)）、また、本件契約における利息の約定は利息制限法所定の利息を超えるものであるから（同(3)）、被控訴人が控訴人から制限超過部分を受領したことは明らかであるところ、仮に、被控訴人が控訴人からの利息の受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有していたとしても、そのことについてやむを得ないといえる特段の事情があることを認めるに足りる証拠は存在しない。

20 そうすると、被控訴人は、民法704条の「悪意の受益者」であると推定される。なお、かかる場合の法定利息は、過払金発生時から発生するものと解される。したがって、被控訴人は、悪意の受益者として、控訴人に対し、過払金の発生時から支払済みまでの同法所定の年5分の割合による法定利息を支払う義務を負うものといわなければならない。

3 争点(2) (本件取引の一連性の有無)について

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの一つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、弁済当時存在する他の借入金債務に充当され、また、弁済によって過払金が発生した当時、他の借入金債務が存在しなかった場合においても、少なくとも、当事者間に上記過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するときは、その合意に従った充当がされるものというべきであるところ、基本契約において、借主が借入限度額の範囲内で繰り返し金員を借り入れることができ、債務の返済がリボルビング方式によるものと定められているときには、当該基本契約には上記の過払金充当合意が含まれているものと解される（最高裁平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。

前記認定事実(3)、乙1及び弁論の全趣旨によれば、本件契約のうち、キャッシングに関する部分においては、控訴人が借入限度額の範囲内で繰り返し金員を借り入れることができ、債務の返済が借入れの都度行われる控訴人の選択により翌月一括払又はリボルビング払によるものと定められていたものと認められるから、本件契約には、リボルビング方式を前提として、弁済によって過払金が発生した当時、他の借入金債務が存在しなかった場合においても、上記過払金を、新たな借入金債務に充当する旨の過払金充当合意が含まれるというべきである。

したがって、本件契約は、上記の過払金充当合意を含むものと認められ、これに基づいて行われた本件取引は、分断のない、1個の貸付取引というべきである。

4 争点(3) (支払遅滞による遅延損害金の利率適用の可否)について

被控訴人は、控訴人が約定の支払日である平成19年9月26日及び平成21年1月26日の支払を遅滞したことから期限の利益を喪失したと主張するが、被控訴人作成の取引履歴（甲2）の上では、本件取引において、平成19年9月26日を経過

した後の最初の弁済がなされた同月 28日の弁済額は 4000円、平成 21 年 11 月 26 日を経過した後の最初の弁済がなされた同月 30日の弁済額は 2 万円であり、いずれも、その前後の弁済における弁済額と同額であることから、これらは、残高スライド元利定額方式によって支払うべき旨が定められていた元金及び利息（認定事実(3)）の弁済であると認められる。そして、上記の取引履歴（甲 2）の上では、被控訴人が、上記の支払日の経過に関して、控訴人から遅延損害金を徴求した形跡はなく、他にその事実があることを窺わせる証拠も存在しない。そうすると、被控訴人は、控訴人の支払が約定の支払日に遅れることがあっても、期限の利益の喪失はもとより、遅延損害金の発生も宥恕したものと認められ、かかる認定を左右するような証拠は存在しない。

10 い。

そうすると、本件取引について、遅延損害金利率にて計算されるべき部分があるとの被告の主張は、採用することができない。

5 充當計算

以上を踏まえて、本件取引における弁済金のうち制限超過部分を元本に充當した結果は、別紙 2 「利息制限法に基づく法定金利計算書」に記載のとおりであり、最終取引の後の日である平成 30 年 3 月 5 日の時点で、過払金 11 万 2610 円及び法定利息 3 万 4847 円が生じている。

第 4 結論

よって、原判決のうち控訴人の請求を棄却した部分は相当ではないから、これを取り消した上、当該部分に係る控訴人の請求を認容することとし、なお、被控訴人は、仮執行免脱宣言を求める申立てをしているが、相当でないから却下することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第 4 民事部

裁判長裁判官

一後橋石



裁判官

子誠上村



裁判官

今健太田



利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED] 過払利率 5%
 契約番号: 5452-8530-5293-0710
 貸金業者: ライフカード株式会社 作成者: 米津 航

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額	元利金(マイナスは過払元利金)
1	H19. 8. 17	20,000		0.2				20,000			20,000
2	H19. 9. 28		4,000	0.2	42	460	0	16,460	0	0	16,460
3	H19. 10. 11	450,000		0.18	13	117	117	466,460	0	0	466,577
4	H19. 10. 29		4,000	0.18	18	4,140	257	466,460	0	0	466,717
5	H19. 11. 26		20,000	0.18	28	6,440	0	453,157	0	0	453,157
6	H19. 12. 26		20,000	0.18	30	6,704	0	439,861	0	0	439,861
7	H20. 1. 28		20,000	0.18	33	7,141	0	427,002	0	0	427,002
8	H20. 1. 30	30,000		0.18	2	420	420	457,002	0	0	457,422
9	H20. 2. 27		20,000	0.18	28	6,293	0	443,715	0	0	443,715
10	H20. 3. 24	30,000		0.18	26	5,673	5,673	473,715	0	0	479,388
11	H20. 3. 26		20,000	0.18	2	465	0	459,853	0	0	459,853
12	H20. 4. 13	10,000		0.18	18	4,070	4,070	469,853	0	0	473,923
13	H20. 4. 28		20,000	0.18	15	3,466	0	457,389	0	0	457,389
14	H20. 5. 30		20,000	0.18	32	7,198	0	444,587	0	0	444,587
15	H20. 6. 6	20,000		0.18	7	1,530	1,530	464,587	0	0	466,117
16	H20. 6. 27		20,000	0.18	21	4,798	0	450,915	0	0	450,915
17	H20. 7. 28		20,000	0.18	31	6,874	0	437,789	0	0	437,789
18	H20. 8. 26		20,000	0.18	29	6,243	0	424,032	0	0	424,032
19	H20. 9. 26		20,000	0.18	31	6,464	0	410,496	0	0	410,496
20	H20. 10. 27		20,000	0.18	31	6,258	0	396,754	0	0	396,754
21	H20. 11. 28		20,000	0.18	32	6,243	0	382,997	0	0	382,997
22	H20. 12. 26		20,000	0.18	28	5,274	0	368,271	0	0	368,271
23	H21. 1. 27		20,000	0.18	32	5,809	0	354,080	0	0	354,080
24	H21. 2. 26		20,000	0.18	30	5,238	0	339,318	0	0	339,318
25	H21. 3. 11	70,000		0.18	13	2,175	2,175	409,318	0	0	411,493
26	H21. 3. 16		482,684	0.18	5	1,009	0	-70,182	0	0	-70,182
27	H21. 4. 10	90,000		0.18	25	0	0	19,578	-240	0	19,578
28	H21. 4. 14	10,000		0.18	4	38	38	29,578	0	0	29,616
29	H21. 5. 26		4,000	0.18	42	612	0	26,228	0	0	26,228
30	H21. 6. 4	50,000		0.18	9	116	116	76,228	0	0	76,344
31	H21. 6. 9	150,000		0.18	5	187	303	226,228	0	0	226,531
32	H21. 6. 26		4,000	0.18	17	1,896	0	224,427	0	0	224,427
33	H21. 7. 24	50,000		0.18	28	3,098	3,098	274,427	0	0	277,525
34	H21. 7. 27		12,000	0.18	3	406	0	265,931	0	0	265,931
35	H21. 8. 10	100,000		0.18	14	1,836	1,836	365,931	0	0	367,767
36	H21. 8. 26		16,000	0.18	16	2,887	0	354,654	0	0	354,654
37	H21. 9. 28		20,000	0.18	33	5,771	0	340,425	0	0	340,425
38	H21. 10. 2	20,000		0.18	4	671	671	360,425	0	0	361,096
39	H21. 10. 26		20,000	0.18	24	4,265	0	345,361	0	0	345,361
40	H21. 11. 10	50,000		0.18	15	2,554	2,554	395,361	0	0	397,915
41	H21. 11. 30		20,000	0.18	20	3,899	0	381,814	0	0	381,814
42	H21. 12. 28		20,000	0.18	28	5,272	0	367,086	0	0	367,086
43	H22. 1. 26		20,000	0.18	29	5,249	0	352,335	0	0	352,335
44	H22. 2. 8	30,000		0.18	13	2,258	2,258	382,335	0	0	384,593
45	H22. 2. 16	20,000		0.18	8	1,508	3,766	402,335	0	0	406,101
46	H22. 2. 26		20,000	0.18	10	1,984	0	388,085	0	0	388,085
47	H22. 3. 26		20,000	0.18	28	5,358	0	373,443	0	0	373,443

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額	元利金(マネスは過払元利金)
48 H22. 4. 12	40,000		0.18	17	3,130	3,130	413,443	0	0	416,573
49 H22. 4. 26		20,000	0.18	14	2,854	0	399,427	0	0	399,427
50 H22. 5. 12	10,000		0.18	16	3,151	3,151	409,427	0	0	412,578
51 H22. 5. 26		20,000	0.18	14	2,826	0	395,404	0	0	395,404
52 H22. 6. 28		20,000	0.18	33	6,434	0	381,838	0	0	381,838
53 H22. 7. 2	10,000		0.18	4	753	753	391,838	0	0	392,591
54 H22. 7. 4	20,000		0.18	2	386	1,139	411,838	0	0	412,977
55 H22. 7. 27		20,000	0.18	23	4,671	0	397,648	0	0	397,648
56 H22. 8. 26		20,000	0.18	30	5,883	0	383,531	0	0	383,531
57 H22. 8. 26	10,000		0.18	0	0	0	393,531	0	0	393,531
58 H22. 9. 27		20,000	0.18	32	6,210	0	379,741	0	0	379,741
59 H22. 10. 12	10,000		0.18	15	2,809	2,809	389,741	0	0	392,550
60 H22. 10. 26		20,000	0.18	14	2,690	0	375,240	0	0	375,240
61 H22. 11. 12	30,000		0.18	17	3,145	3,145	405,240	0	0	408,385
62 H22. 11. 26		20,000	0.18	14	2,797	0	391,182	0	0	391,182
63 H22. 12. 27		20,000	0.18	31	5,980	0	377,162	0	0	377,162
64 H23. 1. 26		20,000	0.18	30	5,579	0	362,741	0	0	362,741
65 H23. 2. 4	40,000		0.18	9	1,609	1,609	402,741	0	0	404,350
66 H23. 2. 28		20,000	0.18	24	4,766	0	389,116	0	0	389,116
67 H23. 3. 10	10,000		0.18	10	1,918	1,918	399,116	0	0	401,034
68 H23. 3. 30		20,013	0.18	20	3,936	0	384,957	0	0	384,957
69 H23. 4. 26		20,000	0.18	27	5,125	0	370,082	0	0	370,082
70 H23. 5. 10	20,000		0.18	14	2,555	2,555	390,082	0	0	392,637
71 H23. 5. 26		20,000	0.18	16	3,077	0	375,714	0	0	375,714
72 H23. 6. 9	20,000		0.18	14	2,593	2,593	395,714	0	0	398,307
73 H23. 7. 8		20,000	0.18	29	5,659	0	383,966	0	0	383,966
74 H23. 7. 26		20,000	0.18	18	3,408	0	367,374	0	0	367,374
75 H23. 7. 26	10,000		0.18	0	0	0	377,374	0	0	377,374
76 H23. 8. 10	10,000		0.18	15	2,791	2,791	387,374	0	0	390,165
77 H23. 9. 9		20,020	0.18	30	5,731	0	375,876	0	0	375,876
78 H23. 9. 27	10,000		0.18	18	3,336	3,336	385,876	0	0	389,212
79 H23. 10. 6		20,020	0.18	9	1,712	0	370,904	0	0	370,904
80 H23. 10. 14	10,000		0.18	8	1,463	1,463	380,904	0	0	382,367
81 H23. 10. 26		20,000	0.18	12	2,254	0	364,621	0	0	364,621
82 H23. 11. 4	10,000		0.18	9	1,618	1,618	374,621	0	0	376,239
83 H23. 11. 9	10,000		0.18	5	923	2,541	384,621	0	0	387,162
84 H23. 12. 9		20,020	0.18	30	5,690	0	372,832	0	0	372,832
85 H23. 12. 22		6,125	0.18	13	2,390	0	369,097	0	0	369,097
86 H23. 12. 26		482,435	0.18	4	728	0	-112,610	0	0	-112,610
87 H30. 3. 5			0.18	2,261	0	0	-112,610	-34,847	-34,847	-147,457
88			0.18	0	0	0	0	0	0	0
89			0.18	0	0	0	0	0	0	0
90			0.18	0	0	0	0	0	0	0
91			0.18	0	0	0	0	0	0	0
92			0.18	0	0	0	0	0	0	0
93			0.18	0	0	0	0	0	0	0
94			0.18	0	0	0	0	0	0	0
95			0.18	0	0	0	0	0	0	0
96			0.18	0	0	0	0	0	0	0
97			0.18	0	0	0	0	0	0	0
98			0.18	0	0	0	0	0	0	0
99			0.18	0	0	0	0	0	0	0
100			0.18	0	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成31年2月14日

横浜地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 長谷川 慎一郎

